○志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に 関する条例

> 平成27年12月22日 条例第30号 改正 平成28年3月25日条例第11号 平成30年12月19日条例第32号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
 - (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
 - (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
 - (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供 ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。 (個人番号の利用範囲)
- 第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び市長又は志布志市教育委員会(第3項において「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。
- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するも のを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワー クシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の 提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するため に必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有する ものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワ

- ークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報 の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、 規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出 が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。 (委任)
- 第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

- この条例は、平成28年1月1日から施行する。 附 則(平成28年3月25日条例第11号)
- この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成30年12月19日条例第32号) この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

	機関	事務		
1	市長	志布志市子ども医療費の助成に関する条例(平成18年志布志市		
		条例第90号)による子ども医療費の助成に関する事務であっ		
		規則で定めるもの		
2	市長	志布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成18年志		
		布志市条例第93号)によるひとり親家庭医療費の助成に関する		
		事務であって規則で定めるもの		
3	市長	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例(平成18年		
		志布志市条例第99号)による重度心身障害者医療費の助成に関		
		する事務であって規則で定めるもの		
4	市長	志布志市営単独住宅条例(平成18年志布志市条例第140号)によ		
		る単独住宅(同条例第3条に規定する単独住宅をいう。以下同		
		じ。) の管理に関する事務であって規則で定めるもの		
5	市長	志布志市地域活性化住宅条例(平成18年志布志市条例第144号)		
		による地域活性化住宅(同条例第1条に規定する地域活性化住宅		
		をいう。以下同じ。) の管理に関する事務であって規則で定め		
		るもの		
6	市長	生活支援ハウス運営事業の実施に関する事務であって規則で定		
		めるもの		
7	市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う生活に困窮す		
		る外国人に対する保護の決定及び実施、就労自立給付金若しく		

		は進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金		
		の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		
8	市長	高齢者の日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定め		
		るもの		
9	市長	緊急通報システム設置事業の実施に関する事務であって規則で		
		定めるもの		
10 市長 健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2の規策		健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2の規定に基づく		
健康増進事業及び市が実施するその他の健康増進事		健康増進事業及び市が実施するその他の健康増進事業並びに高		
齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号				
		の特定健康診査及び同法第24条の特定保健指導の実施に関する		
		事務であって規則で定めるもの		
11	市長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの		
12	市長	「食」の自立支援事業の実施に関する事務であって規則で定め		
		るもの		
13	市長	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人その他の市長が認		
		める事業者が実施する利用者負担の軽減に対する助成に関す		
		事務であって規則で定めるもの		
14	市長	要介護者を現に介護している家族に対する介護用品の支給に関		
		する事務であって規則で定めるもの		
15	市長	配食支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの		

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	志布志市子ども医療費の助	地方税法(昭和25年法律第226号)
	成に関する条例による子ど	その他の地方税に関する法律及び
	も医療費の助成に関する事	条例の規定により算定した税額若
	務であって規則で定めるも	しくはその算定の基礎となる事項
	Ø	に関する情報(以下「地方税関係
		情報」という。)、住民基本台帳
		法 (昭和42年法律第81号) 第7条第
		4号に規定する事項 (以下 「住民票
		関係情報」という。)、生活保護
		法による保護の実施若しくは就労
		自立給付金若しくは進学準備給付
		金の支給に関する情報(以下「生
		活保護関係情報」という。)、志

2	市長	志布志市ひとり親家庭医療	布志市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭 医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成情報」という。)又は志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する情報(以下「重度心身障害者医療費助成情報」という。)であって規則で定めるもの地方税関係情報、住民票関係情報、
		費の助成に関する条例によるひとり親家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は重度心身障 害者医療費助成情報であって規則 で定めるもの
3	市長	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例による重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、 生活保護関係情報、国民健康保険 法(昭和33年法律第192号)若しく は高齢者の医療の確保に関する法 律による医療に関する給付の支給 若しくは保険料の徴収に関する情 報(以下「医療保険給付関係情報」 という。)又は身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)による身 体障害者再社に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者 保健福祉手帳若しくは知的障害者 福祉法(昭和35年法律第37号)に いう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
4	市長	志布志市営単独住宅条例に よる単独住宅の管理に関す る事務であって規則で定め るもの	地方税関係情報又は住民票関係情 報であって規則で定めるもの

5	市長	志布志市地域活性化住宅条 例による地域活性化住宅の	住民票関係情報であって規則で定 めるもの
		管理に関する事務であって	
		規則で定めるもの	
6	市長	生活支援ハウス運営事業の	地方税関係情報又は住民票関係情
		実施に関する事務であって	報であって規則で定めるもの
		規則で定めるもの	
7	市長	生活保護法に準じて行う生	地方税関係情報、住民票関係情報、
		活に困窮する外国人に対す	生活保護関係情報、医療保険給付
		る保護の決定及び実施、就労	関係情報、介護保険法(平成9年法
		自立給付金若しくは進学準	律第123号)による保険給付の支
		備給付金の支給、保護に要す	給、地域支援事業の実施若しくは
		る費用の返還又は徴収金の	保険料の徴収に関する情報、国民
		徴収に関する事務であって	年金法 (昭和34年法律第141号) 若
		規則で定めるもの	しくは厚生年金保険法(昭和29年
			法律第115号) による年金である給
			付の支給若しくは保険料の徴収に
			関する情報、中国残留邦人等の円
			滑な帰国の促進並びに永住帰国し
			た中国残留邦人等及び特定配偶者
			の自立の支援に関する法律(平成6
			年法律第30号)による支援給付若
			しくは配偶者支援金の支給に関す
			る情報、障害者の日常生活及び社
			会生活を総合的に支援するための
			法律 (平成17年法律第123号) によ
			る自立支援給付の支給に関する情
			報、母子保健法(昭和40年法律第
			141号) による養育医療の給付若し
			くは養育医療に要する費用の支給
			に関する情報、児童手当法(昭和
			46年法律第73号)による児童手当
			若しくは特例給付の支給に関する
			情報、母子及び父子並びに寡婦福
			祉法 (昭和39年法律第129号) によ
			る給付金の支給に関する情報、特

1			同川日立社 芸 イ ル 炊 の 土 仏
			別児童扶養手当等の支給に関する
			法律(昭和39年法律第134号)によ
			る障害児福祉手当若しくは特別障
			害者手当の支給に関する情報、国
			民年金法等の一部を改正する法律
			(昭和60年法律第34号)附則第97
			条第1項の福祉手当の支給に関す
			る情報、志布志市子ども医療費の
			助成に関する条例による子ども医
			療費の助成に関する情報、ひとり
			親家庭医療費助成情報又は重度心
			身障害者医療費助成情報であって
			規則で定めるもの
8	市長	高齢者の日常生活用具の給	地方税関係情報、住民票関係情報
		付に関する事務であって規	又は生活保護関係情報であって規
		則で定めるもの	則で定めるもの
9	市長	緊急通報システム設置事業	地方税関係情報、住民票関係情報
		の実施に関する事務であっ	又は生活保護関係情報であって規
		て規則で定めるもの	則で定めるもの
10	市長	健康増進法第19条の2の規定	地方税関係情報、住民票関係情報
		に基づく健康増進事業及び	又は生活保護関係情報であって規
		市が実施するその他の健康	則で定めるもの
		増進事業並びに高齢者の医	
		療の確保に関する法律第20	
		条の特定健康診査及び同法	
		第24条の特定保健指導の実	
		施に関する事務であって規	
		則で定めるもの	
11	市長	不妊治療費の助成に関する	地方税関係情報又は住民票関係情
		事務であって規則で定める	報であって規則で定めるもの
		も の	
12	市長	「食」の自立支援事業の実施	地方税関係情報、住民票関係情報
		に関する事務であって規則	又は生活保護関係情報であって規
		で定めるもの	則で定めるもの
13	市長	介護保険サービスの提供を	地方税関係情報、住民票関係情報

		行う社会福祉法人その他の	又は生活保護関係情報であって規
		市長が認める事業者が実施	則で定めるもの
		する利用者負担の軽減に対	
		する助成に関する事務であ	
		って規則で定めるもの	
14	市長	要介護者を現に介護してい	地方税関係情報又は住民票関係情
		る家族に対する介護用品の	報であって規則で定めるもの
		支給に関する事務であって	
		規則で定めるもの	
15	市長	配食支援事業の実施に関す	地方税関係情報、住民票関係情報
		る事務であって規則で定め	又は生活保護関係情報であって規
		るもの	則で定めるもの